附　則

1　この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十七年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百三十二号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十八号（地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、四七五円	一三、〇〇五円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇三〇円	一三、〇〇五円
二十五歳以上三十歳未満	五、五八五円	一三、五七三円
三十歳以上三十五歳未満	六、〇六九円	一六、一九二円
三十五歳以上四十歳未満	六、四七五円	一八、六八〇円
四十歳以上四十五歳未満	六、七二九円	二一、四七二円
四十五歳以上五十歳未満	六、六五四円	二三、九八四円
五十歳以上五十五歳未満	六、四七四円	二五、一九一円
五十五歳以上六十歳未満	五、八七八円	二四、一三九円
六十歳以上六十五歳未満	四、七三一円	一九、三八五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、九九一円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、〇〇五円

附　則

1　この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十七年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百三十三号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十九号（地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

総務大臣　山本　早苗

別表第一中「一・一五」を「一・一六」に、「一・一二」を「一・一三」に、

平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・〇〇
を	
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・〇一
に、「〇・九七」を「〇・九八」に、	
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	〇・九六
を	
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	〇・九七
に、	
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	〇・九九
を	
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	〇・九九
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇〇
に、	
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	〇・九九
を	
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	〇・九九
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇〇
に	
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇〇

改め、同表に次のように加える。

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇〇

別表第二中「一・一五」を「一・一六」に、「一・一二」を「一・一三」に、

平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・〇〇
を	
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・〇一
に、「〇・九七」を「〇・九八」に、	
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	〇・九六
を	
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	〇・九七
に、	
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	〇・九九
を	
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	〇・九九